

訪問看護・訪問リハビリテーションのご利用に関するお願い

在宅ケアへの関心の高まりを受け、精神科訪問看護や訪問リハビリのご利用を希望されるご家庭が増えております。

在宅療養を支える大切なサービスですので、あらためて制度の趣旨に沿った適切な運用についてご案内をさせていただきます。

● 訪問看護・訪問リハビリは「主治医の医学的判断」が必要となります

訪問看護や訪問リハビリは福祉サービスとは異なり、医師が医療上の必要性を判断し、「訪問看護指示書」を発行することで開始される医療行為（医療サービス）です。当院の医師への事前のご相談と判断がない状況で実施された訪問看護については、指示書の発行はいたしかねます。相談支援専門員等の相談先から訪問利用の提案を受けた際は、まずは当院にご相談いただく旨をお伝えください。

● 訪問看護のご利用を希望される際の流れ

1. 診察における訪問看護や訪問リハビリご利用のご相談

訪問看護や訪問リハビリのご利用を検討される際は、診察でご利用の理由や目的を医師にお伝えください。内容によってはすぐに判断が出せず、院内でのカンファレンスで決定させていただく場合がございますので、ご理解ください。

※ 当院では、訪問看護やリハビリの対象児について、「通学や療育施設への通所が本児の状態や生活環境の状況において困難であり、在宅での専門的な看護やリハビリが医療上必要である」ことを基準として判断しております。

2. 訪問看護ステーションから当院への「訪問看護指示依頼書」の発行

医師によるご利用開始の判断が出ましたらご家族にお伝えいたしますので、訪問看護ステーションと具体的な訪問開始日程や訪問計画をご相談ください。

日程や計画が決まりましたら、訪問看護ステーションに当院への「訪問看護指示依頼書」の送付をご依頼ください。

3. 当院における「訪問看護指示書」の発行

訪問看護指示依頼書における日程や計画等の内容をふまえ、当院にて「訪問看護指示書」を発行し、訪問看護ステーションに送付し、訪問看護や訪問リハビリが開始となります。そのため、訪問看護ステーションから当院への「訪問看護指示依頼書」は、訪問開始日までの余裕をもってご発送いただくようご依頼ください。

4. 定期通院による状態把握と「訪問看護指示書」の継続発行（1～3 か月毎）

訪問看護は「医師の継続的な医学的管理」のもとで行われる医療サービスですので、定期的な診察と「訪問看護指示書」の継続発行が必要となります。

指示書の有効期間は最長 6 か月となっておりますが、当院は子どもの診療を行っておりますので、変化するお子さんの成長や発達過程、訪問看護を含めた支援の状況を把握させていただき目的で、3 か月以内での再診をお願いしており、訪問看護指示書の継続発行を行っております。医師の指示する再診時期にご来院がない場合は、訪問看護指示書の発行ができない場合がございますのでご理解ください。

さたけこども発達クリニック
院長 佐竹 宏之